(六)　認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる認定低炭素住宅の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により低炭素建築物とみなされる一定の特定建築物である住宅を加えることとした。（租税特別措置法第七四条の二関係）

(七)　認定民間都市再生事業計画に基づき都市再生緊急整備地域内又は特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる民間都市再生事業計画の範囲を見直した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八三条関係）

(八)　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律により創設される特例事業者が、同法の施行の日から平成二七年三月三一日までの間に一定の不動産の取得をする場合における当該不動産に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八三条の三関係）

(1)　所有権の保存登記　一、〇〇〇分の三（本則一、〇〇〇分の四）

(2)　所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一三（本則一、〇〇〇分の二〇）

(九)　不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置について、その適用期限を五年延長した上、平成二六年四月一日以後に作成される文書に係る税率を次のとおり引き下げることとした。（租税特別措置法第九一条関係）

契約金額		改正前	改正後
不動産の譲渡に関する契約書	一〇万円超　五〇万円以下	四〇〇円	二〇〇円
	五〇万円超　一〇〇万円以下	一、〇〇〇円	五〇〇円
	一〇〇万円超　五〇〇万円以下	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円
	五〇〇万円超　一、〇〇〇万円以下	一万円	五、〇〇〇円
	一、〇〇〇万円超　五、〇〇〇万円以下	一万五、〇〇〇円	一万円
	五、〇〇〇万円超　一億円以下	四万五、〇〇〇円	三万円
	一億円超　五億円以下	八万円	六万円
	五億円超　一〇億円以下	一八万円	一六万円
	一〇億円超　五〇億円以下	三六万円	三二万円
	五〇億円超	五四万円	四八万円
建設工事の請負に関する契約書	一〇〇万円超　二〇〇万円以下	四〇〇円	二〇〇円
	二〇〇万円超　三〇〇万円以下	一、〇〇〇円	五〇〇円
	三〇〇万円超　五〇〇万円以下	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円

(三)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条関係）

(2)　住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条の二、第七三条及び第七五条関係）

(3)　利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七七条関係）

(4)　信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七八条関係）

(5)　特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の二関係）

(二)　次に掲げる租税特別措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。

(1)　特定外貿埠頭管理運営会社が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八二条の三関係）

(2)　電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除制度（旧租税特別措置法第八四条の五関係）

消費課税

(一)　清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、その適用期限を五年延長した上、平成二八年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間の年度のうち前年度の課税移出数量が一、〇〇〇キロリットルを超え一、三〇〇キロリットル以下である年度に移出する清酒等に対する酒税の税額を本則税額にそれぞれ次の割合を乗じた金額とすることとした。（租税特別措置法第八七条関係）

(1)　清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう又は果実酒　一〇〇分の九〇（改正前一〇〇分の八〇）

(2)　合成清酒又は発泡酒　一〇〇分の九五（改正前一〇〇分の九〇）

(二)　入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八七条の五関係）

(三)　ビールに係る酒税の税率の特例措置について、その適用期限を三年延長した上、平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日（新規参入者にあっては製造免許の取得の日から五年を経過する日の属する年度の末日）までの間の年度のうち前年度の課税移出数量が一、〇〇〇キロリットルを超え一、三〇〇キロリットル以下である年度に移出するビールに対する酒税の税額を本則税額に一〇〇分の九二・五（改正前一〇〇分の八五）を乗じた金額とすることとした。（租税特別措置法第八七条の六関係）

(四)　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(五)　バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置の適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の七関係）

(六)　衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した検査自動車に係る自動車重量税率の特例措置の適用対象に、車両総重量が五トンを超える専ら人の運送の用に供する一定の検査自動車を加えることとした。（租税特別措置法第九〇条の一四関係）

納税環境整備

(一)　利子税の割合は、各年の特例基準割合（各年の前々年の一〇月から前年の九月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を一二で除して計算した割合として各年の前年の一二月一五日までに財務大臣が告示する割合に、年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・三パーセントに満たない場合（相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納期間の開始の日の属する年の特例基準割合が年七・三パーセントに満たない場合）には、その年中（相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納期間）においては、次に掲げる利子税の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすることとした。（租税特別措置法第九三条関係）

(1)　左記(2)の利子税以外の利子税　当該特例基準割合

(2)　相続税及び贈与税に係る利子税（その割合が年七・三パーセントのものを除く。）　これらの利子税の割合に、当該特例基準割合が年七・三パーセントに占める割合を乗じて計算した割合